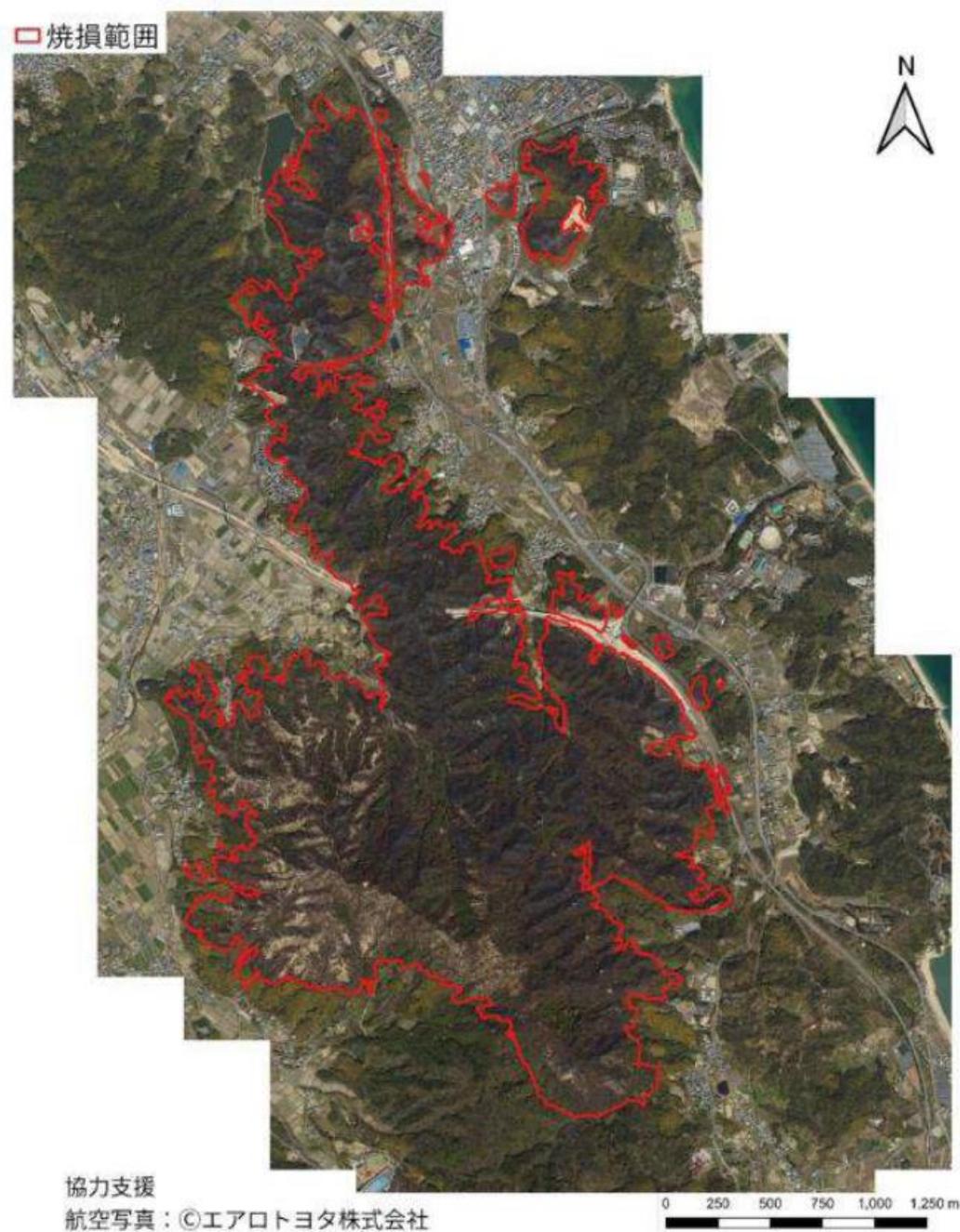


**今治市災害時避難行動要支援者
個別避難計画作成業務について**

令和8年3月

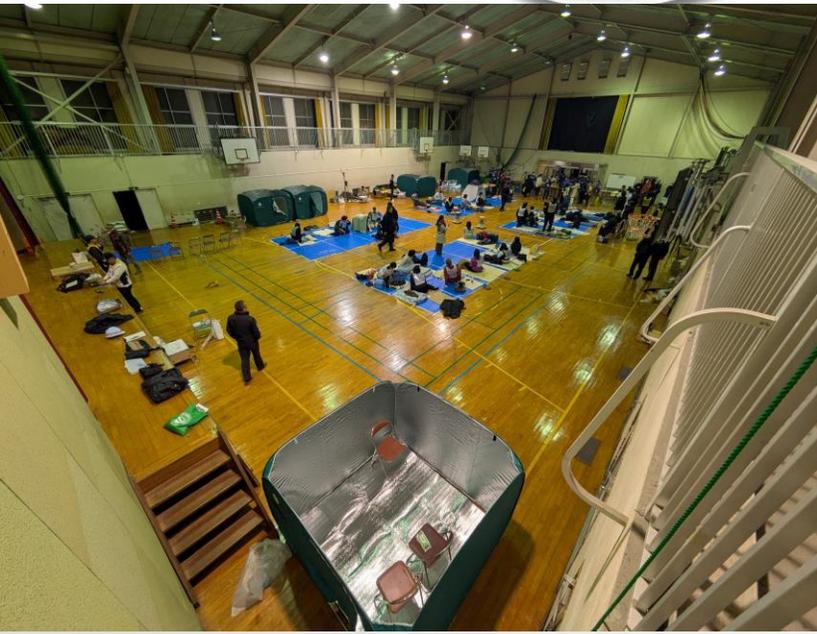


今治市林野火災



林野火災箇所（簡易オルソ画像）

令和8年2月14日 避難所運営力強化訓練(旧日吉小学校)



**地区別(法定)
個別避難計画作成数**

個別避難計画書（全件数）			
2026年3月3日			
地区（旧市）	件数	支所	件数
今治	4	朝倉	7
美須賀	4	玉川	8
日吉	11	波方	24
別宮	25	大西	6
常盤	21	菊間	16
近見	16	吉海	35
立花	13	宮窪	7
鳥生	11	伯方	24
城東	5	上浦	16
桜井	19	大三島	20
国分	23	関前	0
富田	14	小計	163
清水	19	合計	384
日高	8		
乃万	11		
波止浜	17		
小計	221		

地域での個別避難計画作成支援

日付	地区	件数
R6.12.5	国分地区	15件
R7.8.1	吉海地区津倉	12件
R7.7.31	吉海地区田浦	21件
	朝倉古谷地区	進行中
	別宮地区	進行中

1 避難行動要支援者名簿の概要について

今治市避難行動要支援者避難支援制度の仕組み

制度の概要



要支援者名簿

今治市は災害時に自ら避難することが困難な要支援者の名簿を作成します。



個別避難計画

名簿に記載された要支援者ごとに、避難支援に必要な情報が書かれた、個別避難計画書を作成します。

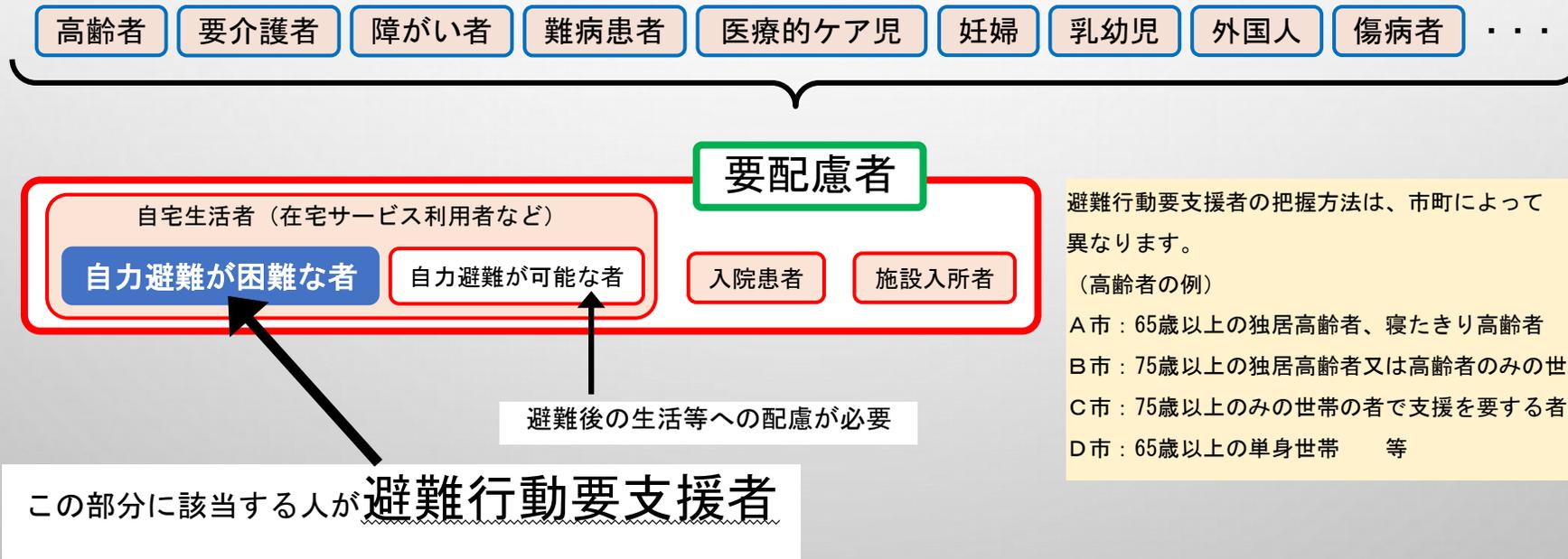


※避難行動要支援者とは

- 要配慮者（注）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10より引用）

注：要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（外国人、妊婦など）

<要配慮者と避難行動要支援者の違い（位置付け）>



避難行動要支援者の把握方法は、市町によって異なります。

（高齢者の例）

A市：65歳以上の独居高齢者、寝たきり高齢者

B市：75歳以上の独居高齢者又は高齢者のみの世帯

C市：75歳以上のみの世帯の者で支援を要する者

D市：65歳以上の単身世帯 等

■避難行動要支援者とは

災害発生時に、自分ひとりで、もしくは家族だけで避難することが難しく、支援が必要な人で施設や病院などに入所や入院されている人を除く、以下の人々を避難行動要支援者と定め避難支援の体制づくりを進めています。

①75歳以上のひとり暮らしの人

②75歳以上の高齢者のみの世帯

③65歳以上74歳以下の

介護保険における要介護認定(要介護3～5)でひとり暮らしの人

④身体障がい者(手帳1～2級)でひとり暮らしの人

⑤知的障がい者(療育手帳A)でひとり暮らしの人

⑥精神障がい者(手帳1級)でひとり暮らしの人

⑦①～⑥に準じる状態にあり、避難時に支援が必要である人



支援を必要とされる方は、私たちの周りにたくさんいます。

また、誰もが要支援者になる可能性があります。

避難行動要支援者名簿とは

対象者の方には、年1回名簿に登録するかどうかのご案内を送付しています。

別記様式第1号（第3条関係）

今治市避難行動要支援者名簿

提供先：
提供日：

要支援者	氏名	住所	電話番号① 電話番号②	生年月日 (歳)	性別	条件
緊急連絡先	氏名	住所	電話番号① 電話番号②	続柄		小学校区 単位自治会
協力者①	氏名	住所	電話番号① 電話番号②	避難場所 ①		民生委員 電話番号
協力者②	氏名	住所	電話番号① 電話番号②	避難場所 ②		備考
要支援者						
緊急連絡先						
協力者①						
協力者②						
要支援者						

記入例

今治市避難行動要支援者名簿登録申請書(個別計画)

年 月 日

今治市長宛

今治市避難行動要支援者避難支援制度の趣旨に賛同し、私(要支援者)の避難支援のために下記個人情報(今治市の関係部局、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、消防団、民生児童委員協議会、私の避難支援協力者、今治市と協定書を締結した団体)に提供されること及び今治市が保有する保健福祉情報が前述の目的のために活用されることを承諾し申請します。

地区名		自治会名	(区や組まで詳しく)
-----	--	------	------------

ふりがな	いまばり はなこ	性別	生年月日
要支援者氏名 (署名)	今治 花子	男・女	明・大・昭・平・令 4年4月4日(〇〇歳)
住 所	〒794-8511 今治市 別宮町1丁目4-1		
電 話 番 号	自宅 0898-36-1525	携帯	〇〇-△△△△-〇〇〇〇
制度に登録する理由	ひとり暮らしの高齢者 高齢者のみの世帯・障害手帳所持 ・要介護()・その他()		
同居者の有無	無・有(氏名、続柄及び年齢を記入)		
緊急連絡先	氏名	今治 一郎	要支援者との関係
	住所	今治市〇〇町△△-□	電話番号
			携帯番号
避難予定場所①	名称	△△公園	所在地
避難予定場所②	名称	〇〇小学校	所在地
特記事項	歩行時は杖を使用。		

知っておいて欲しいことをご記入ください。

避難支援協力者(署名)	住 所	電 話
氏名 愛媛 太郎	今治市別宮町1丁目△-□	自宅 △△-□□□□ 携帯 〇〇〇-□□□□-〇〇〇〇
氏名 四国 愛子	今治市別宮町1丁目〇-〇	自宅 △△-〇〇□□ 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-□□□□

※避難支援協力者は制度のご自身で協力をお願いしてください。要支援者の個人情報を保護すること及び避難と同意します。
※要支援者は、隣近所の方々の助け合いの精神に基づき支援を受けるものであるため、制度への登録によって必ずしも災害時の支援が保障されるわけではありません。
また避難支援協力者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、決してその責任を負うものではありません。

担当民生児童委員	氏名	記入の必要はありません	電 話
----------	----	-------------	-----

2 個別避難計画書について

個別避難計画について

※個別避難計画とは

○名簿情報（注）に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画
（災害対策基本法第49条の14より引用）

注：名簿情報・・・避難行動要支援者名簿情報

記載事項

○氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、支援が必要な事由、その他支援の実施に必要な事項（名簿情報に記載）

名簿情報に加えて

- ①避難支援等実施者の氏名、住所、電話番号
- ②避難場所、避難経路
- ③その他支援の実施に必要な事項

※避難時の持出品やかかりつけ医、介護保険サービス機関等記載する場合もあります。

※前提として、個別避難計画作成には避難行動要支援者本人の同意が必要！

個別避難計画の作成に係る方針・作成支援者

個別避難計画書の作成（避難行動要支援者名簿提供の同意）

【ハイリスク層】<対象者>

- 要介護3以上（65歳～74歳単身世帯）
- 要介護3以上（75歳以上のみの世帯）
- 身体障害者手帳1・2級 単身世帯
- 療育手帳A 単身世帯
- 精神障害保健福祉手帳1級 単身世帯
- 難病患者等

R5～

【ミドルリスク層】<対象者>

- 要介護2以下
（75歳以上のみの世帯）

R6～

【ローリスク層】<対象者>

- 75歳以上単身世帯
- 75歳以上のみの世帯

R6～

介護支援専門員・相談支援専門員に委託

地域団体の協力

避難支援に係る責任の考え方

参考：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 P107、123)

- Q. 個別避難計画を作成すれば、必ず避難支援を受けられるのか。
- A. 個別避難計画は、**避難行動への支援の可能性を高める性質のもの**であり、**災害時の避難行動の支援が必ず実施されることを保証するものではありません**。避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、**助けられない可能性もあります**。
- Q. 避難行動要支援者に万が一のことがあった場合、個別避難計画の作成に関わった関係者や避難支援等実施者に責任が生じるのか。
- A. 計画作成や避難支援等の関係者は、個別避難計画の作成や、計画に基づく避難支援の実施やその**結果について、法的な責任や義務を負うものではありません**。
- Q. 個別避難計画が作成されれば、避難行動要支援者は何もしなくても良いのか。
- A. 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、**避難行動要支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であること等について理解してもらう必要があります**。

ただ助けてもらうのを待つのではなく、**助けてもらいやすくするために、避難行動要支援者本人やその家族も行動することが重要です**。

<関係づくり> ・日頃から近所付き合いをし、自身の状況を伝えておく
・地域の防災訓練等に参加する

<家庭の備え> ・避難支援を受ける際の妨げとならないよう、家具の固定などによる室内安全化をしておく
・避難に備えて持ち出す物を日頃から準備しておく など

支援者として、対象の方、そのご家族への働きかけが重要！！

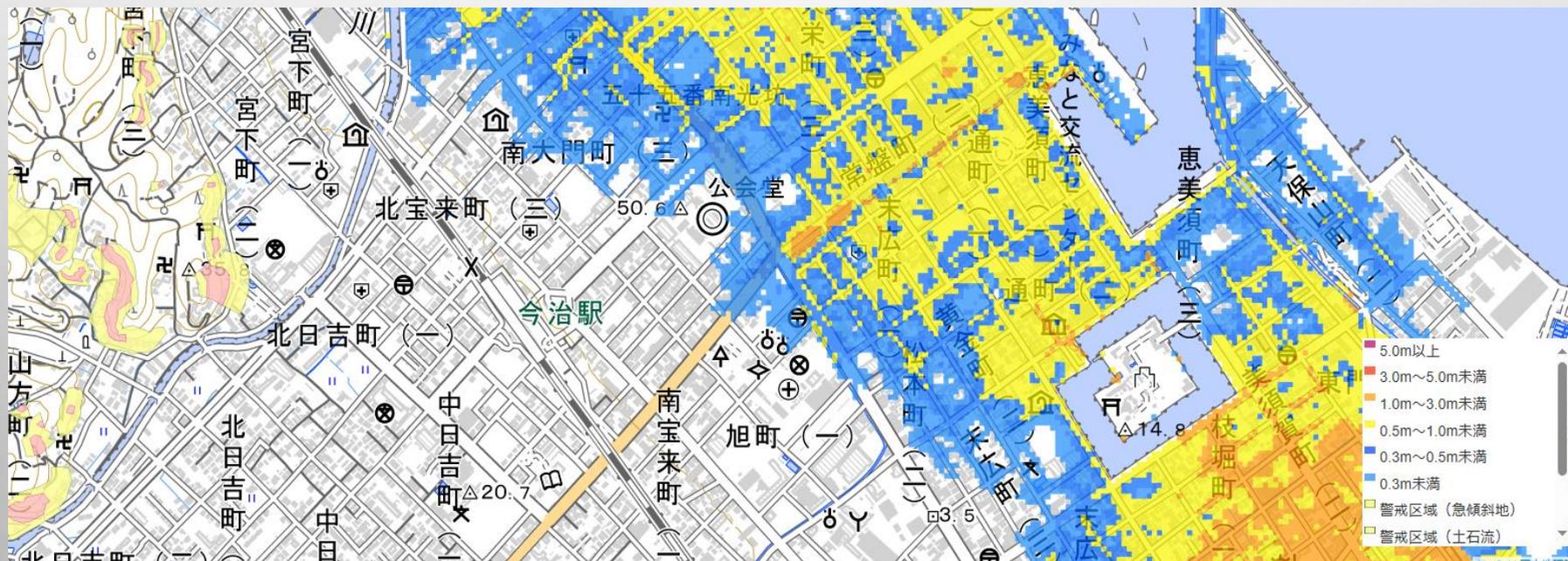
3 個別避難計画書の作成にあたって

優先度が高い方から作成する

例えば・・・

- ・過去に、災害に遭ったことがある、近くで災害があった
- ・災害時の警戒区域等に入っている
- ・自宅が老朽化している、倒壊の恐れがある

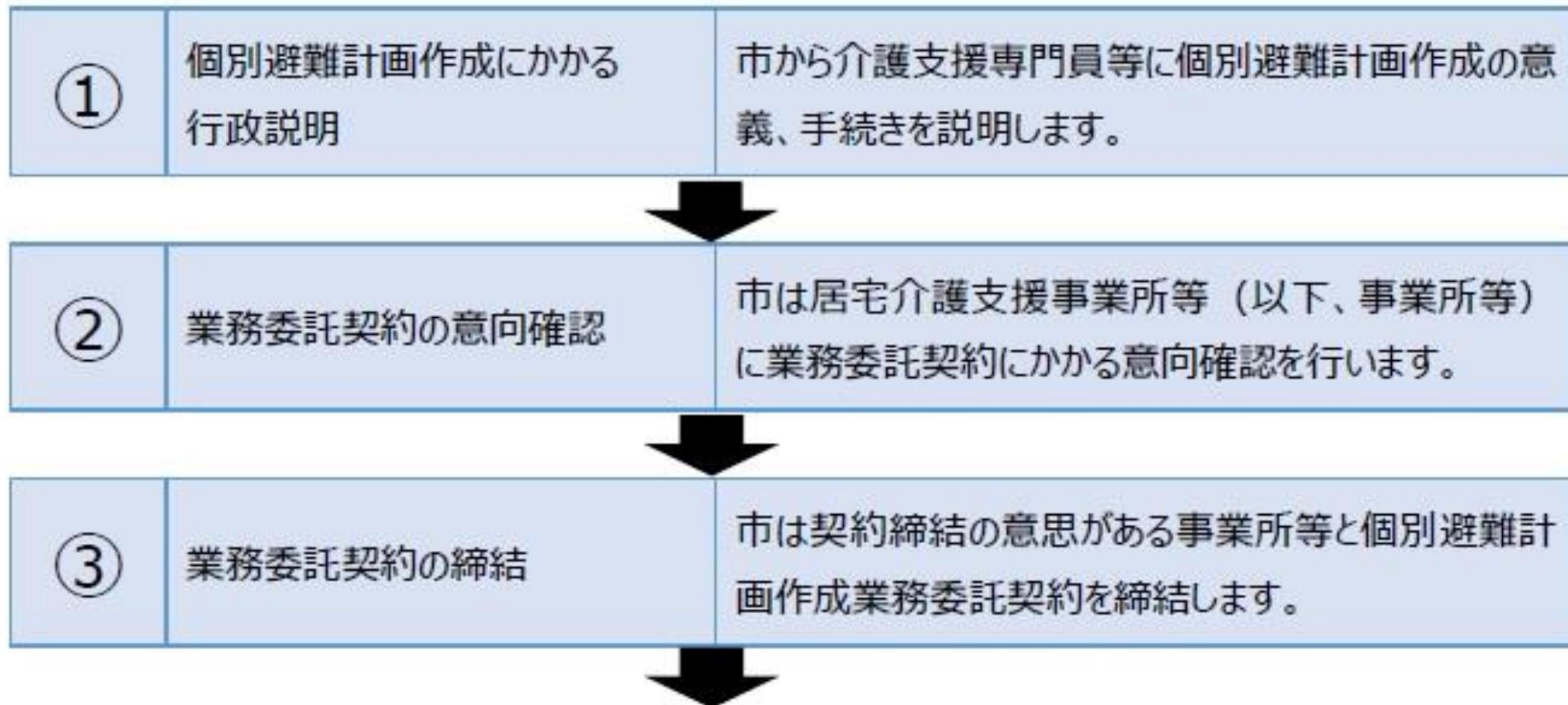
など

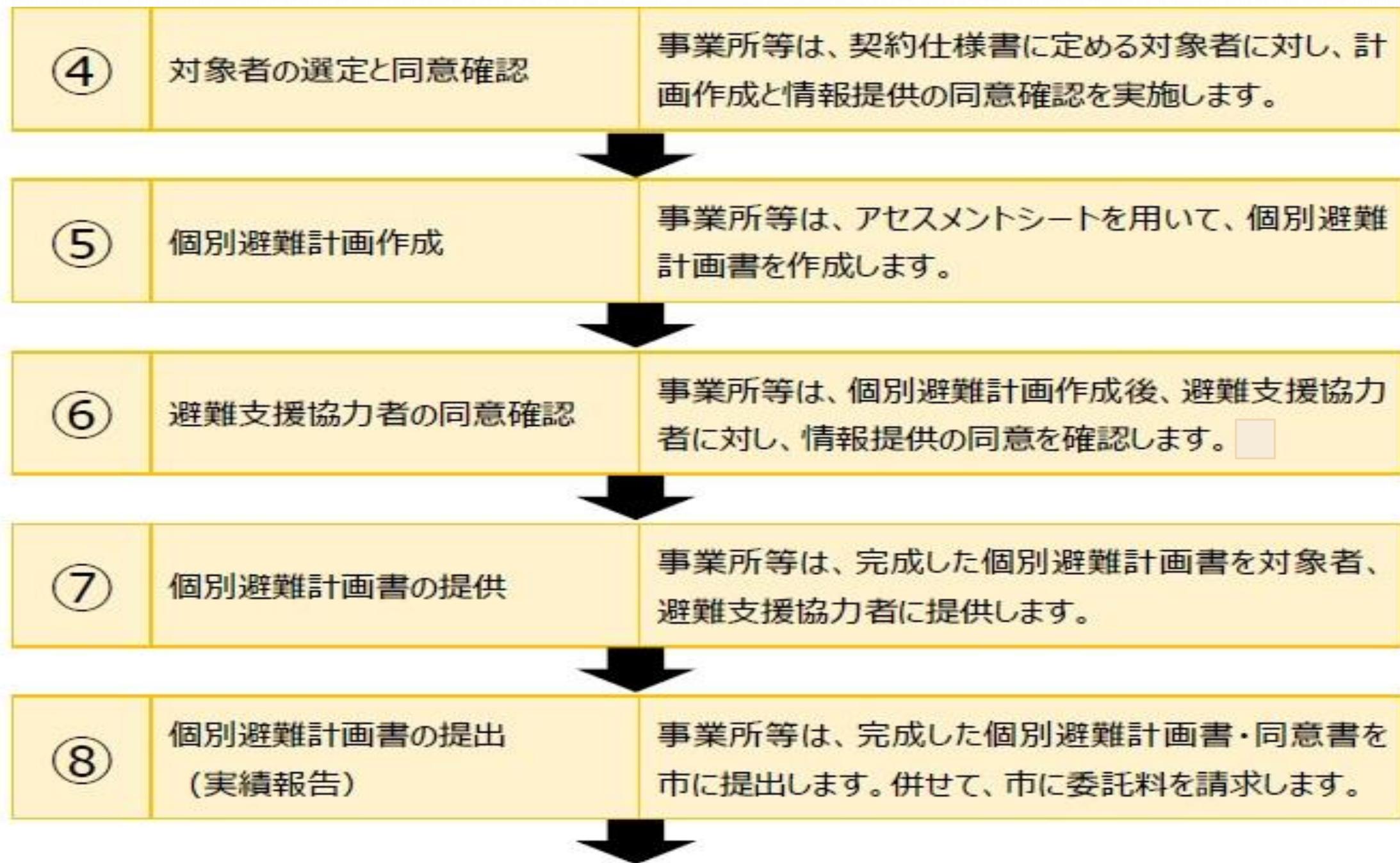


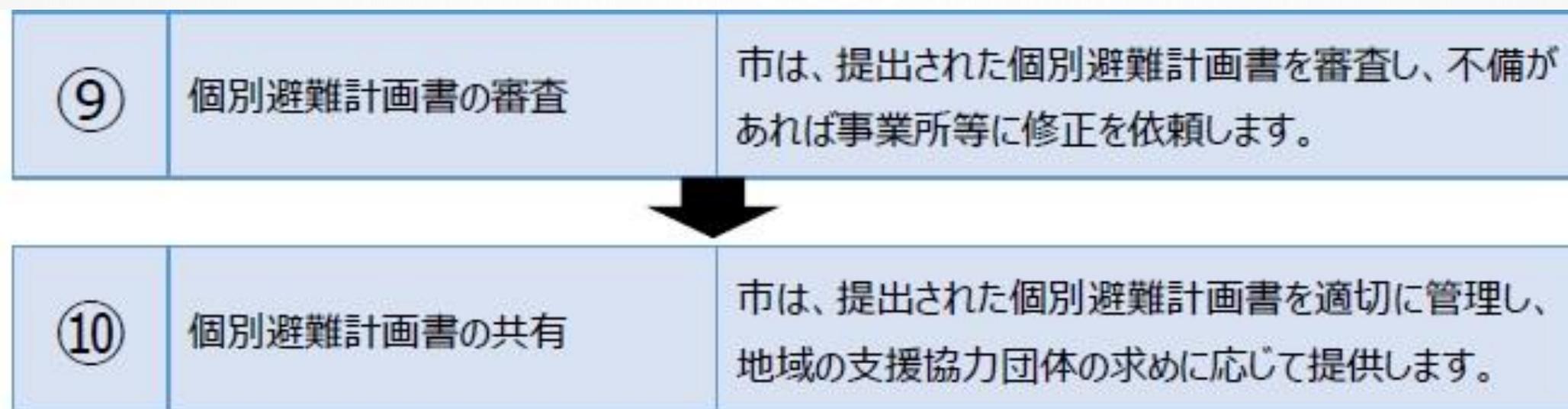
個別避難計画策定率

	R4.8	R5.1	R6.4	R6.12	R7.4	R7.11
避難行動要支援者	12,373	11,792	9,898	9,422	9,427	9,082
情報提供同意あり	11,218	10,678	8,904	8,484	8,522	8,210
個別計画策定者数	4,933	4,653	4,001	3,834	3,885	3,760
<個別計画策定率>	39.9%	39.5%	40.4%	40.7%	41.2%	41.4%

個別避難計画の作成の流れ







個別避難計画の書き方

今治市避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別避難計画書

(1) 地区情報

令和 年 月 日							
校区		単位自治会		民生委員		消防団	

基本情報

ふりがな		性別	生年月日		
氏名		男・女	大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		
住所	今治市				
居所	(2) 基本情報				
電話番号	自宅		携帯		FAX
					メールアドレス
避難支援を必要とする理由	75歳以上高齢者		要介護認定者		障害等手帳所持者
	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし		<input type="checkbox"/> 要介護()		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級 ()
	<input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯		難病		
	その他		<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証		<input type="checkbox"/> 療育手帳A
<input type="checkbox"/> ()		<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証		<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳1級	
緊急連絡先	氏名				続柄
	住所				自宅電話
					携帯電話

1 避難判断

家屋被害 (地震・暴風)

- 家を建てたのは
- 昭和56年6月より後
 - 家具転倒の危険なし → 備えをして自宅で待機
 - 家具転倒の危険あり → 支援者に安否確認を依頼
 - 昭和56年5月より前 → 安全な場所へ避難

土砂災害 (地震・大雨)

- 家は土砂災害警戒 **(3) 避難判断** → 備えをして自宅で待機
- 家は土砂災害警戒区域にある → 安全な場所へ避難

水害 (洪水・津波等)

- 家は浸水想定区域ではない。 → 備えをして自宅で待機
- 内水 (m未満) → 2階ありかつ
- 洪水 (m未満) → 津波1m未満 → 家屋内で安全な場所へ避難
- 津波 (m未満) → 2階なし又は
- 高潮 (m未満) → 津波1m以上 → 安全な場所へ避難

II 避難所

避難所	名称	所在地
	名称	所在地

避難経路

(4) 避難所

小

中

大

言語選択

言語を選択

TOP > 拡大地図

土砂災害

洪水

津波

高潮

内水氾濫

農業用ダム・ため池

防災関連施設

避難所 (全避難所)

避難所 (開設情報)

地図印刷

指定一般避難所

(必ずご確認ください。)

指定緊急避難場所

宮町一丁目

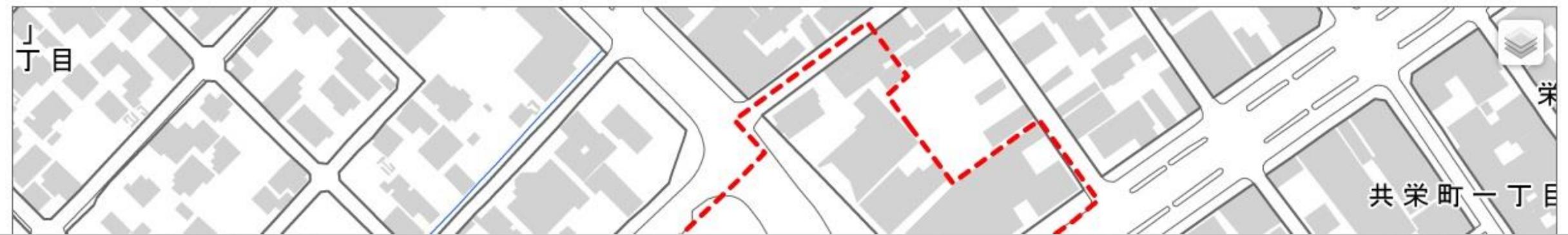
指定福祉避難所

検索

現在地取得

凡例を非表示

凡例を拡大



Ⅲ 医療・福祉サービス利用状況

受療医療機関	名 称	主 治 医	住 所	連絡先	受診状況

必要な医療処置	器 具 名	メーカー名	取扱店・担当者	連絡先	備 考

(5) 医療・福祉サービス利用状況

利用事業所	名 称	担 当 者	住 所	連絡先	利用状況

IV 避難支援協力者

氏名	住所	続柄	支援事項	連絡先	
				電話	
				メール	
				電話	
				メール	
支援事項					
<input type="checkbox"/>	① 電話等による安否確認	<input type="checkbox"/>	④ 訪問による避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/>	⑦ 避難所での介助
<input type="checkbox"/>	② 電話等による避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/>	⑤ 訪問による家屋内移動支援	<input type="checkbox"/>	⑧ ()
<input type="checkbox"/>	③ 訪問による安否確認	<input type="checkbox"/>	⑥ 訪問による避難所への移動支援	<input type="checkbox"/>	⑨ ()

(6) 避難支援協力者

V 避難方法と避難所生活

移動の方法	避難 <u>経路</u> における配慮事項	避難所 <u>生活</u> での配慮事項
<input type="checkbox"/> 自力で徒歩	(7) 避難方法と避難所生活	
<input type="checkbox"/> 杖、シルバーカー		
<input type="checkbox"/> 手引き誘導		
<input type="checkbox"/> 車いす（自走）		
<input type="checkbox"/> 車いす（介助）		
<input type="checkbox"/> ストレッチャー		

VI 災害への備え

災害情報入手方法	避難時に持ち出すもの
<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 防災無線 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> エリアメール <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 親戚・友人・知人	<div data-bbox="945 351 1625 508" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;">(8) 災害への備え</div> <input type="checkbox"/> 防災ラジオ ()
日頃から準備しているもの	

食料	
チェック	
	飲料水（1人1日3リットルを目安）
	非常食（缶詰、乾パン、レトルト食品等）
	携帯食（チョコレート、キャンディ等）
	粉ミルク、哺乳瓶（赤ちゃんがいる場合）
日頃から、7日分の食料と飲料水を、備蓄品として常備	

救急・安全対策	
チェック	
	常備薬（胃腸薬、かぜ薬など）
	包帯、ガーゼ、ばんそうこう
	持病のある方の薬
	お薬手帳
	ヘルメット・防災ずきん
	ホイッスル
	除菌ティッシュ・除菌スプレー

貴重品	
チェック	
	現金（小銭）
	預貯金通帳、印鑑
	クレジットカード類
	健康保険証
	マイナンバーカード
	免許証

衣類など	
チェック	
	衣類（厚手の物と薄い物）
	下着類
	タオル、毛布
	手袋、軍手
	寝袋
	雨具
	スリッパ（シューズ）

日用品など	
チェック	
	ポリ袋（ビニール袋）
	新聞紙
	ナイフ、缶切り
	ラップフィルム
	ティッシュペーパー
	懐中電灯（予備電池）
	携帯ラジオ（予備電池）
	携帯電話（バッテリー）
	筆記用具（油性マジック）

日用品など	
チェック	
	洗面用具
	マスク
	メガネ
	使い捨てカイロ
	紙おむつ
	携帯トイレ
	生理用品
	布ガムテープ
	ロープ

☞【日頃から準備しておくもの】と【避難時に持ち出すもの】の物品が重複する場合は、【避難時に持ち出すもの】のみに記入してください。

個別避難計画の審査について

番号	項目	内容	チェック
1	地区情報	全ての項目が記載されているか。単位自治会に加入していない場合は、「未加入」と記載されているか。	
2	基本情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由が記載されているか。	
3	避難判断	家の建築年、ハザードの状況がチェックされているか。	
4	避難所	避難所への避難経路について、安全なルートが確保されているか。	
5		家屋内で避難（垂直避難など）をする場合、家の間取り図が記載されているか。	
6	避難支援協力者	「Ⅰ 避難判断」、「Ⅴ 避難方法」の状況から、避難支援協力者の支援事項は適切か。	
7		支援事項に「訪問」が含まれている場合、避難支援協力者は対象者宅に駆け付けられる距離にいるか。	

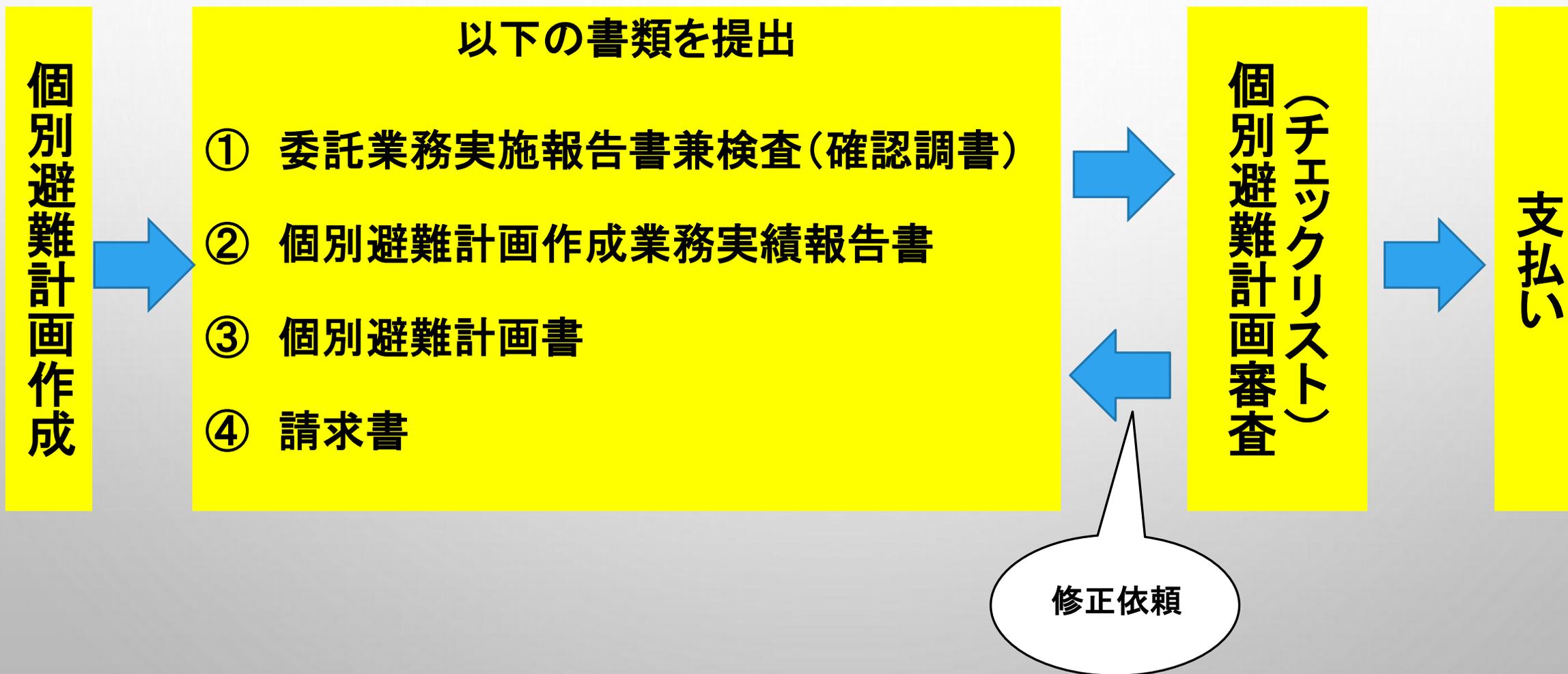
個別避難計画の審査について

8	避難方法	移動の方法、避難移動における配慮事項は確認できているか。	
9	避難生活	避難所生活での配慮事項は確認できているか。【ADL】、【服薬状況・アレルギー】、【コミュニケーション】	
10	災害への備え	災害情報入手方法、避難時に持ち出すもの、日頃から準備しているものは記載されているか。	
11	同意欄	個別避難計画を作成・更新・提供することに同意する欄に○があるか。	
12	自署欄	要支援者、支援協力者の自署があるか。	

委託料

業務の内容	委託料
新規に個別避難計画を作成したとき(1件につき)	4,420円
個別避難計画を更新したとき(1件につき)	2,200円

委託請求の流れ



4 個別避難計画書作成の意義

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン(厚生労働省R6.3月)抜粋

◎自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(共通事項)

【緊急時の対応】

利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく。

- 利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておく。
- 速やか安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくことよい。

◎自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(居宅介護支援サービス固有事項)

【平時からの対応】

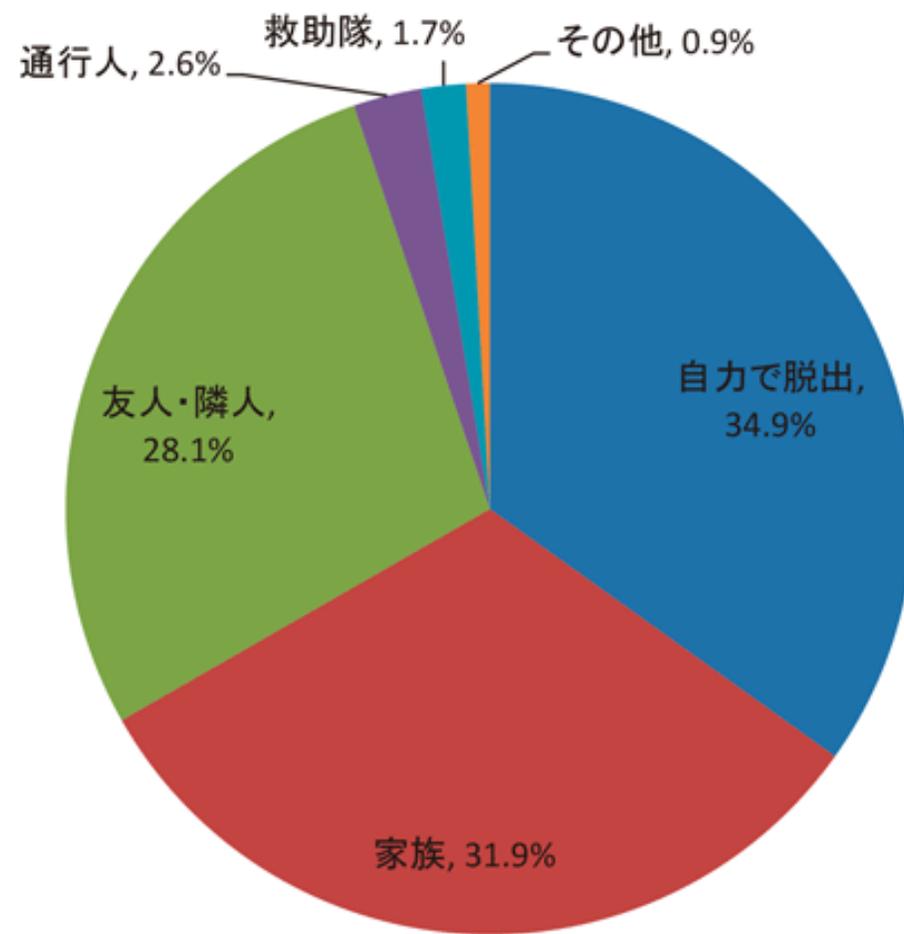
災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。

緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておくこと。

平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、職能・事業所団体等)と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。

図表2 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



標本調査：(社)日本火災学会 (1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」参照

避難者が避難したきっかけ（津波）

大きな揺れから津波が来ると思ったから	48%
家族または近所の人が避難しようといったから	20%
津波警報を見聞きしたから	16%
近所の人が避難していたから	15%

個別避難計画作成の意義



災害関連死とは？事例や防ぎえた災害死との違いを解説！

災害死

災害直接死

家屋倒壊による圧死
火災による焼死
津波による溺死など

災害関連死

災害によるけがや
避難所生活の負担による死

防ぎえた災害死

医療が適切に介入すれば
避けられた可能性のある災害死

災害関連死事例集

「呼吸器系の疾患」(約 33%)、「循環器系の疾患」(約 29%) が全体の約 6 割

死 因 分 類	人 数	割 合
呼吸器系の疾患 (肺炎、気管支炎など)	42	33.1%
循環器系の疾患 (心不全、くも膜下出血など)	37	29.1%
内因性の急死、突然死	9	7.1%
自殺	6	4.7%
感染症 (敗血症など)	6	4.7%
腎尿路生殖器系疾患 (腎不全など)	6	4.7%
消化器系疾患 (肝不全など)	1	0.8%
その他	20	15.7%
合 計	127	—

約 62%
≒ 約 6 割

(備考) 都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理。

最後に皆様へのお願い

- 受託意向確認(期限:令和8年3月19日)

福祉専門職の特徴

- ①日頃からプラン作成を通じて要支援者の状況把握、信頼関係を構築。
- ②BCP(業務継続計画) との関連。

皆様のお力が必要です。是非ともご協力の程よろしくお願いいたします。